

# 業務委託仕様書

## 1 委託業務名

県産品販路開拓・拡大ハンズオン支援委託業務

## 2 業務目的

本県では、海外への県産品の輸出開拓・拡大のため、県産食品のマーケティングを担う商社機能を持つ県内事業者の商社機能の育成・強化を支援し、かつ海外での市場開拓や販路拡大を図る県内食品事業者に対し、商談会やフェア等への出展を通じ、課題の抽出と商品の改善につなげるハンズオン支援に取り組むことにより、県産食品の継続的な輸出（定番化）を目指す。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

## 4 業務内容

### (1) 受託者の商社機能に係る現状分析及び今後の方向性の具体化

人口減少や高齢化の進行により国内消費の減少が見込まれる中、富裕層の増加やインバウンドの増加なども相まって海外では日本産食品へのニーズは高い状況にある。

これらの状況を踏まえ、県内食品事業者の商品や受託者の商社機能について、どのように分析し、本業務を通じ市場調査、商品開発、販路開拓（商談・ビジネスマッチング）、販売促進活動、販売、メーカーへの販売情報の提供など、県内食品事業者の活動をどのようにサポートしていくか、受託者の商社機能を今後どのように強化していくかを検討の上、提案書において記載・報告すること。

### (2) 県内食品事業者及び商品の選定

本業務に参加する県内食品事業者及びその商品について、台湾における貿易障壁、市場性、課題等を十分に考慮した上で、県と協議し選定する。なお、ここでいう「県内食品事業者」とは、佐賀県内に本社（店）または支社（店）を置く食品事業者を指し、選定する県内食品事業者は5社を上限とし、商品は1社あたり3～5アイテム程度とする。

### (3) 商品サンプルの輸出、現地での保管・管理

選定した商品サンプルの輸出にあたっては、あらかじめ提案書等に輸出方法を明示し、現地の法律等を遵守した上で行うこと。

また、サンプル輸出に係る経費については受託者負担とし、必要経費項目（輸送費、関税、翻訳料、ラベル作成費等の輸出に係る経費等）を見積書に明示すること。

商品サンプルは、原則として県内食品事業者の負担とするが、受託者が買い取りを予定している場合は、その旨を提案書等に明示すること。なお、商品サンプルの数量は、実施する事業に適した数量となるよう、受託者、県内食品事業者並びに県と協議の上、

決定する。また、商品サンプルの現地での保管・管理は、受託者の責任・負担で行うこと。

(4) 現地でのテストマーケティングの実施

選定した商品については、現地の展示会や小売店等においてテストマーケティングを実施すること。なお、具体的な実施方法や実施期間（予定）を必ず提案書等に明示することとし、実施にあたっては、あらかじめ県内食品事業者に対し、十分に説明を行うこと。

また、テストマーケティングの実施に係る経費については受託者負担とし、必要経費項目（会場費、設営費、広報費、通訳費等）を見積書に明示すること。

(5) テストマーケティングの結果に基づく県内食品事業者へのフィードバック

県内食品事業者の商品の継続的な輸出（定番化）につなげていくために、テストマーケティングの結果に基づき、県内食品事業者に対し、各商品の課題抽出、分析、改善・改良につなげるプランをマーケットインの発想をもって提案すること。

(6) 県内食品事業者への助言・サポート

受託者は、県内食品事業者に対し、将来的な自走に向け、次のア及びイに掲げる助言・サポートを行うこと（イについては該当する場合のみ）。

また、県内食品事業者への助言・サポートに係る経費については、県内食品事業者1社あたり20万円を上限（ア及びイの合計）に受託者が支払うこととし、必要経費項目を見積書に明示すること。

ア 現地での活動に係るサポート

テストマーケティングについては、原則として、県内食品事業者を現地に同行させるものとし、受託者は県内食品事業者の現地での活動をサポートするとともに、県内食品事業者が現地へ同行するにあたって要した経費（現地までの渡航費、宿泊費、現地での交通費、海外旅行保険料）については受託者がその一部を支払うこと。

イ 商品の改善・改良に関する助言・サポート

各商品の改善・改良が必要である場合、受託者は県内食品事業者に対し、商品を改良するにあたっての助言・サポートを行うとともに、これに要した経費（試作開発費、検査費、パッケージデザイン代、版代）については受託者がその一部を支払うこと。

(7) 海外での市場開拓や販路拡大を図る県内食品事業者への本業務実施内容の普及

本業務を通じ受託者の商社機能がどのように強化されたか、受託者が強化できたマーケティングの機能で県内食品事業者の商品をどのように海外へ積極的に売り込めるかについて、本業務の内容を基に広く普及すること。

なお、受託者が設定した時期・場所・要領に基づき、海外での市場開拓や販路拡大を図る県内食品事業者に広く呼びかけ、本業務の内容を共有するとともに、その結果について報告すること。

## 5 成果品の提出

### (1) 業務完了報告書の提出

受託者は、業務完了後、業務完了報告書を提出すること。

なお、業務報告書には、県における次年度以降の取組の参考となる内容（受託者が今後商社機能を活用して行う事業の概要、台湾市場の可能性、県内食品事業者の商品に関する総評、本業務に関する課題や改善策及び今後の事業展開につながる提案等）を盛り込むとともに、活動の内容・成果等がわかる資料・写真等を添付すること。

### (2) 提出期限

令和9年2月26日（金）午後5時までとする。

### (3) その他

契約期間中に業務の実施状況について報告を求められた場合は、別途報告すること。

## 6 委託料の支払

完了払

## 7 実施体制・業務主任等

(1) 本業務の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。また、本業務の遂行にあたっては、委託業務を統括し、関係者との円滑な事業の進行管理や意思疎通に努めること。

(2) 上記の事業実施体制及び事業統括責任者、担当者の氏名及びこれまでの担当実績等を提案書内に記載すること。

## 8 その他の留意事項

(1) 本業務に関わる県内事業者との調整においては、県内事業者の事業協力への意思や姿勢を尊重すること。

(2) 本業務における全ての成果物・取得物及び著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとし、制作者は本県に対して著作者人格権を行使しないものとする。（取得物については消耗品を除く。）

(3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。

(4) 本業務にて全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、本業務の一部について、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。

(5) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報保護法を遵守すること。

- (6) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者協議の上、決定するものとする。なお、変更する必要があるときは、県と受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (7) 天災等の影響で、「4 業務内容」で予定する事業が実施困難な場合は、その実施の有無、実施内容及び実施方法等について、県と協議すること。
- (8) 受託者は、本業務で知り得た県及び関係事業者の業務上の秘密を保持しなければならない。